

# 部活動に係る方針

生徒指導部

## 1 基本方針

- ① 部活動の目的は、学校生活の充実と個性の伸長にある。
- ② 部活動は、本校で学習を進めている生徒に活動の場を提供するものである。

## 2 活動の原則

- ① 部活動を行う場合には、原則として顧問が付き添いのもと活動すること。
- ② 部活動に参加できる生徒は、本年度の科目登録をしていること。
- ③ 部活動に参加する生徒は、必ず学校での健康診断を受診すること。
- ④ 部活動への参加に際しては、学習を優先させること。

## 3 設置部活動

(体育系)	卓球部	バドミントン部	バスケットボール部
	サッカー部	ソフトテニス部	バレーボール同好会
(文化系)	美術部	社会問題研究部	漫画イラストレーション部
	軽音楽同好会		

## 4 活動期間

- ・年度始めから12月末までの期間とする。
- なお期間後に公式戦等の予定があり、活動を希望する場合は生徒指導部に届け出ること。

## 5 活動可能日

- ・原則として、スクーリングのない月曜日・水曜日の**18:00以降**（長期休業中も同様）とする。
- ・日曜日はスクーリングの終了後とする。
- ※ 体育実技テスト等で施設を使用している場合は、その施設内には入らないこと。
- ・年間活動計画は所定の様式で、5月末までに生徒指導部に提出する。
- ・月間活動計画は所定の様式で、毎月の月初めに生徒指導部に提出する。

## 6 対外練習試合・合同練習について

- ① 対外練習試合や合同練習の実施にあたっては、対外練習試合・合同練習届を提出する。
- ② 本校全日制および定時制と活動を行う場合や、本校が会場となる場合も対外練習試合・合同練習届を提出し、生徒指導部を通して他課程との調整を行う。本校が会場となり、他校生が本校へ立ち入る場合には、顧問が参加生徒を指導する。
- ③ 実施後は速やかに、対外練習試合・合同練習報告書を提出すること。
- ④ 他課程との部活動に関する調整は、部活動に関する三課程間の取り決めにより、該当する課程の生徒指導部間で行う。

## 7 部の登録について

- ① 部の登録
  - ・登録は毎年度行う。引き続き同じ部で活動する場合も、改めて登録をする。
  - ただし、登録締め切り日以降、それぞれの顧問の承認があれば、2つ以上の部に登録することも認める。
- ② 登録の締め切りは、9月末とする。 ※ 年度途中の入部・退部も認める。
- ③ 登録の流れ
  - ・生徒本人が部活動登録用紙を顧問へ提出
  - 顧問印 → 担任印 → 生徒指導部 → 顧問(保管)

## 8 部・同好会設立、改廃に関する規定 (生徒会規約より抜粋)

### ① 同好会の設立

- ・趣旨、目的、2人以上のメンバーを明記の上、生徒部へ申請する。
- ・生徒会執行部で審議、承認する。
- ・部・同好会長会議で審議、承認する。
- ・職員会議で審議、承認する。

### ② 部の設立(同好会から部への昇格)

- ・年間の活動報告と3人以上のメンバーを明記の上、生徒指導部に申請する。
- ・生徒会執行部で審議、承認する。
- ・部・同好会長会議で審議、承認する。
- ・職員会議で審議、承認する。

### ③ 部・同好会の休部・廃部

- ・登録締切時、登録者がいない場合及び活動計画書が未提出の場合、当該年度休部扱いとする。
- ・前年度に続いて、上記の状態にある場合は廃部とする。
- ・顧問より廃部届が提出され、生徒会執行部、職員会議で承認された場合に廃部とする。

## 9 部の生徒会予算

- ① 各部は部活動補助費 希望調査書を5月末までに生徒指導部に提出し、生徒総会で承認を受ける。予算が承認され、執行できる期間は12月末までとする。
- ② 請求規定等の詳細については「部活動補助費の請求について」にもとづく。
- ③ 大会参加費・登録費
  - ・生徒会予算より原則として全額を負担する。
- ④ 大会遠征費補助
  - ・生徒会予算より一部補助するル

## 10 試合結果等の報告について

- ・『朱雀だより』に試合結果・活動実績等を掲載するので、協力すること。